



(号外)

独立行政法人国立印刷局

〔法 律〕

〔次回〕

- 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(七九)
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(八〇)
- 宅地建物取引業法の一部を改正する法律(八一)
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律(八二)
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三五)
- 診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(二六)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二七)

〔告 示〕

- 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令(一一一)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(二二四)
- 水循環基本法の施行期日を定める政令(二二四)
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する政令(二二四)

〔官庁報告〕

〔官庁事項〕

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する政令(二二四)
- 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(七九)(法務省)
- 告示を定める件(厚生労働二六六)

2

〔児童ボルノの定義〕

- 児童ボルノの定義のうち、第一条第三項第三号の規定を改め、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部)脅部又は胸部をいう」が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」とした。(第一条第三項第三回関連)

3

〔適用上の注意〕

- この法律の適用に当たつては、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護し、その権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならないこととした。(第三条関係)

- 児童買春、児童ボルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止

- 児童買春をし、又はみだりに児童ボルノを所持し、若しくはこれに係る電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならないこととした。(第三条の二関係)

- 児童ボルノの所持等についての罰則

- 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ボルノを所持し、又はこれに係る電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて所持又は保管するに至つた者であることを明瞭かに認められる者に限る。)は、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処することとした。(第七条第一項関係)

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

28

〔一〕 国及び都道府県は地域自然資源区域内の土地が、国立公園の区域内に含まれるものである等の理由により、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要なあると認めるときは、当該土地を取得するよう努めるものとすることとした。(第二二三条関係)

(二) 国、都道府県及び市町村は、広報活動等を通じて、自然環境トラスト活動に関する、国民の理解を深めるよう努めるものとすることとした。(第一三三条関係)

〔四〕 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができるとした。(第四条関係)

〔九〕 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令(政令第二十九号)(国土交通省)

1 政策統括官の職務を変更することとした。(第十七条関係)

2 土地・建設産業局総務課、企画課及び地価調査課の所掌事務を変更することとした。(第七十二条、第七十三条及び第七五条関係)

3 都市局総務課、都市政策課及びまちづくり推進課の所掌事務を変更することとした。(第八十二条、第八三条及び第八六条関係)

4 住宅居住生産課の所掌事務を変更することとした。(第一一九条関係)

5 この政令は、平成二十六年七月一日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令(政令第二二三号)(財務省)

1 平成二三年度の一般会計補正予算(第三号)に計上された復興費用に関する経費であつて平成二五年度において不用となつた金額等及び平成二五年度の一般会計における復興税外収入に相当する額のうち復興費用等の財源に充てられなかつた額を財政法(昭和二年法律第二四号)第六条の剩余金の額の計算上控除することとした。この政令は、公布の日から施行することとした。

三 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

〔一〕 ◇診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(政令第二二六号)(厚生労働省)

1 診療放射線技師が検査のために用いることができる装置として核医学診断装置を加えることとした。(第一七条関係)

2 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

四

この政令は、公布の日から施行することとした。

〔二〕 ◇薬物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二二七号)(厚生労働省)

1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。

(第一条関係)

〔一〕 一、クロロ一二・四一二ジ二トロベンゼン及びこれを含有する製剤

〔二〕 クロロ炭酸フェニルエスチル及びこれを含むする製剤

